

○社会保険料の変更をお願いします

社会保険の算定の結果は 9 月からの反映となりますので、社会保険料を変更するのは、翌月支払いの原則があることから「10 月支払い分の給与」からとなります(ただし会社独自に社会保険料控除のタイミングを変更している場合は除きます)。あおば事務所から算定によって決まった保険料表 (青色の用紙)を発送致しますので、新しい保険料への対応をお願い致します。今回の保険料表には厚生年金の料率変更も含まれておりますので、必ずご確認ください。

○社会保険の加入要件が一部変更 (平成 28 年 10 月 1 日～)

・現行の社会保険の加入要件

正社員に比べて『1 日の所定労働時間 かつ 1 ヶ月の所定労働日数がおおむね 4 分の 3 以上』



・変更後の社会保険の加入要件(平成 28 年 10 月～)

正社員に比べて『1 週間の所定労働時間 かつ 1 ヶ月の所定労働日数が 4 分の 3 以上』

これまで社会保険に加入するかの基準は、1 日の所定労働時間と 1 ヶ月の労働日数で判断していました。改正後は判断基準が「1 日の所定労働時間から 1 週間の所定労働時間」に変更になります。また、「おおむね 4/3 以上」というあいまいな判断基準でしたが、この文言もなくなりました。詳細につきましては次号にて改めて特集する予定です。

○最低賃金額が引き上げられる予定です

平成 28 年の最低賃金の予定額(答申)が発表になりました。最低賃金は毎年上昇していますが、今年の上げ幅は過去最大となりました。埼玉県は 25 円引き上げの『845 円(10 月 1 日から)』、東京都も 25 円引き上げの『932 円(10 月 1 日から)』となる予定です。なお特定の業種ごとに決められる産業別最低賃金は 12 月に決まる予定です。

○特定求職者雇用開発助成金のご案内

数ある助成金制度の中で比較的利用しやすいのが「特定求職者雇用開発助成金」です。この助成金は高齢者や母子家庭の母など、就職が難しいとされている人をハローワークの紹介により採用した場合に受給することができます。

対象労働者	支給総額	助成対象期間	支給対象期(6 ヶ月)ごとの支給額
高齢者 (60 歳以上 65 歳未満) 一人親家庭の父・母等	60 万円	1 年	30 万円
障害者	120 万円	2 年	30 万円
重度障害者等 (重度障害者、45 歳以上の障害者、精神障害者)	240 万円	3 年	40 万円
高齢者(短時間労働者) 一人親家庭の父・母等(短時間労働者)	40 万円	1 年	20 万円
障害者(短時間労働者)	80 万円	2 年	20 万円

お知らせ

○現在あおば事務所では研修の受講から助成金の申請までをすべてパック化して一任していただけるプロジェクトを進めております。もちろん研修内容は折紙付です。講師はオリンピック選手、一流スポーツ選手、経営者などに、考え方や心理などを指導している教育者で、極めて楽しく本質的なリーダーシップを学ぶことが出来ます。研修の日程は 12 月 6 日(火)と 12 月 13 日(火)の 2 日間です。「人の育成はしたいけど、費用が」とお考えの企業様も「積極的に人材育成に力を入れている」という企業様も是非ご参加ください。詳細につきましてははあおば事務所までご連絡ください。

○あおば事務所のホームページの顧問先様限定ページには、過去のお知らせコーナーのバックナンバーなど様々な情報をアップしていく予定です。閲覧の際はパスワードを入力いただく必要がございます。パスワードは『aoba』です。

社会保険加入の顧問先様 社会保険の随時改定(いわゆる月変)に関して、基本給はもちろんのこと通勤手当や時給等も含め固定的な給与(手当等)に変更があった場合には、その都度お知らせいただきますようご協力お願い申し上げます。

社会保険労務士法人あおば労務経営事務所

Tel 048-592-0475 Fax 048-592-0590

〒364-0035 埼玉県北本市西高尾 6-6-1

E-mail: akutsu@aobaroumuoffice.com (阿久津直通)

URL <http://aobaroumuoffice.com/>

mado@aobaroumuoffice.com (事務手続き用)